

3. 看護学科

養護教諭1種の教育職員免許状を取得するためには、学士の学位を有し、かつ教育職員免許法ならびに同法施行規則に基づき、所定の単位数を習得していなければなりません。

本学看護学部の看護師ならびに保健師の国家資格取得のためのカリキュラムの他に、教職課程が編成されていますので、相当の学習が必要になります。

なお、養護教諭1種免許教職課程を履修する学生は、保健師課程の履修はできません。

(1) 履修科目

【一般教養科目】

養護教諭1種免許教職課程における教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の最低修得単位数については、表4に示します。すなわち、看護学部の通常のカリキュラムにおいて、人としての教養科目については、「必修11単位と選択科目を合わせて16単位以上修得」となっていますが、このうちの最低8単位は、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」のそれぞれから最低2単位ずつ修得する必要があります。

【教職専門科目】

「教職専門科目」については、全てが必修科目で表5に示します。通常の見護学部カリキュラムには含まれない科目となりますので、教職課程を履修する者は、当該学年・期において履修の申請をする必要があります。

【看護専門科目】

「看護専門科目」は表6のとおりです。

(2) 養護教諭1種免許教職課程履修者選考について

履修を希望する学生は、2年前期の決められた期間に所定の書類に必要事項を記入し、教学課へ提出して下さい。

なお、選考審査を受ける予定の学生は、2年次前期までに履修しておくべき科目は必ず履修しておいてください。

選考方法は、養護教諭1種免許教職課程選考委員会において審議し教授会において決定します。

(3) 授業形態について

教職専門科目の一部は、他学部と合同の授業となっています。伊勢崎キャンパスで授業を行う科目もありますので、時間割表等で確認してください。

(4) 授業科目の概要

各授業科目の内容については、「シラバス」を参照してください。

表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び最低修得単位数

免許法施行規則に定める科目	本学における科目名	単位数	最低修得単位数
		必修	
日本国憲法	日本国憲法	2	2
体育	スポーツ論と実践Ⅰ	1	2
	スポーツ論と実践Ⅱ	1	
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ	2	2
情報機器の操作	コンピュータリテラシⅠ	1	2
	コンピュータリテラシⅡ	1	
合 計		8	8

表5 教職に関する科目及び最低修得単位数

免許法施行規則に定める科目	本学における開設授業科目	単位数	最低修得単位数
		必修	
教職の意義等に関する科目	教職概論	2	2
教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	6
	学習・発達論	2	
	教育制度論	2	
教育課程に関する科目	教育課程論	2	6
	特別活動・道徳の指導法	2	
	教育方法論	2	
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導論	2	4
	教育相談	2	
養護実習	養護実習	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
合 計		25	25

表6 養護に関する科目及び最低修得単位数

免許法施行規則に定める科目区分	本学における開設授業科目	単位数	最低修得単位数
		必修	
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む) <4単位>	公衆衛生学 疫学 公衆衛生看護学概論	1 2 2	5
学校保健 <2単位>	学校保健論	2	2
養護概説 <2単位>	養護概説	2	2
健康相談活動の理論及び方法 <2単位>	健康相談活動	2	2
栄養学 (食品学を含む) <2単位>	栄養学	2	2
解剖学及び生理学 <2単位>	人体の構造と機能Ⅰ 人体の構造と機能Ⅱ	2 2	4
「微生物学、免疫学、薬理概論」 <2単位>	微生物学 臨床薬理学	1 1	2
精神保健 <2単位>	精神保健論 精神看護学概論 精神看護学方法論	1 1 2	4
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む) <10単位>	看護学概論 救急・災害看護論 公衆衛生看護管理論 小児看護学概論 小児看護学方法論Ⅰ 小児看護学方法論Ⅱ 小児看護学実習	2 1 2 2 1 1 2	11
合	計	34	34